

計画作成年度	平成28年度
計画変更年度	平成30年度
計画主体	牧之原市

## 牧之原市鳥獣被害防止計画（変更）

### < 連絡先 >

担当部署名 牧之原市 産業経済部 農林水産課  
所在地 牧之原市相良 275 番地  
電話番号 0548-53-2618  
FAX番号 0548-52-3772  
メールアドレス [nousei@city.makinohara.shizuoka.jp](mailto:nousei@city.makinohara.shizuoka.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カラス、ニホンザル
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	静岡県牧之原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

鳥獣の種類	品目	被害の現状			
		被害数値 (平成27年度)		被害数値 (平成29年度)	
		面積	金額	面積	金額
イノシシ	イモ類	2a	51千円	21a	864千円
	果樹	2a	24千円	26a	793千円
	イネ・その他	1a	6千円	50a	1,000千円
	計	5a	81千円	97a	2,657千円
ハクビシン	果樹			-	4千円
	野菜			4a	157千円
	計				161千円
カラス	飼料作物			-	5千円
	計				5千円
ニホンザル	-	-	-	-	-
計		5a	81千円	101a	2,823千円

平成29年度から被害調査方法を変更。

ニホンザルによる被害は、平成29年度以前はなかったが、平成30年度から農地や集落への出没が頻繁になり、隣接市町でも被害が発生しているため、平成30年度から対象鳥獣に追加した。

(2) 被害の傾向

例年、市内東名高速道路以北の地域に農作物の食害、茶園の踏み荒らし、幼木の掘り起こし等の被害が出ていた。しかし、平成24年度以降、被害は南下し、相良地域でも被害が増加・拡大傾向にある。このままでは、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大につながることであり、地域農業の振興の妨げになる。また、山間部のみでなく集落や通学路への出没も確認されており、人的被害のおそれもある。被害発生時期は通年であるが、夏～秋にかけての発生が多い。

特に平成27年度からイノシシの目撃情報・被害相談件数が急増しており、平成27年度は114頭、平成28年度は179頭、平成29年度は201頭が捕獲された。

( 3 ) 被害の軽減目標

指標	現状値				目標値	
	(平成27年度)		(平成29年度)		(平成31年度)	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	5 a	81千円	97a	2,657千円	87.3a	2,391千円
計	5 a	81千円	97a	2,657千円	87.3a	2,391千円

( 4 ) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会へ有害鳥獣駆除の業務委託をし、被害防止目的の捕獲を実施</li> <li>・ 猟友会へイノシシ捕獲用の檻を貸出</li> <li>・ 鳥獣被害防止対策協議会において購入した無線機を猟友会に貸与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会会員の高齢化及び減少による捕獲の担い手不足</li> <li>・ 新規狩猟免許所得者の確保</li> <li>・ 捕獲用箱わな及びくくりわなの不足</li> <li>・ 捕獲鳥獣の地域資源としての活用の研究</li> <li>・ 農家によるわなの見回り等地域ぐるみの捕獲支援体制の構築</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイナン農業協同組合による電気柵の貸出及び購入助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策費用の予算が少額のため、農家からの要望に応えられない</li> <li>・ 耕作放棄地の増加</li> <li>・ 適切かつ効果的な防護柵の設置に必要な技術や知識の不足</li> </ul>

( 5 ) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害防止対策協議会を中心として、地域ぐるみでこの問題に対処し、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指し、下記の取組により被害軽減を図る。</p> <p>捕獲（猟友会による有害捕獲）と防護（農家による侵入防止柵等の設置）の両面から、計画終了年度の被害軽減目標を平成29年度被害値から約10%減の2,391千円、87.3aとする。</p> <p>なお、平成27年度の被害数値は被害面積5 a、被害金額81千円であったが、市ではより精度の高い被害状況を把握するため、平成29年度からこれまでの把握方法に加えて農業者を対象にした鳥獣被害アンケート調査を導入することとした。</p> <p>その結果、平成29年度の被害量は、面積、金額ともに、平成27年度に比べて大幅に増加した。このため、見直した調査方法による結果をもとに、改めて被害軽減目標値を設定した。</p> <p>被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者への鳥獣被害アンケート調査の実施</li> </ul>
---

#### 鳥獣被害対策の周知

- ・住民参加の現地研修会や講演会の開催
- ・啓発リーフレットの配布

#### 地域の取組支援

- ・地域懇談会の開催等による地域を主体とした取り組みへの合意形成
- ・地域住民が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり

#### 鳥獣が好む環境の減少

- ・耕作放棄地の解消促進
- ・落下果実等の除去の指導

#### 効果的な防護柵等の設置

- ・広域的な防護柵の設置
- ・電気柵設置の補助
- ・設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理

#### 猟友会との連携

- ・鳥獣の出没情報や被害情報の共有
- ・有害鳥獣捕獲報奨金制度による狩猟者への支援
- ・無線機の貸与

#### 近隣市町及び県との連携強化

- ・近隣市町との被害情報や効果的な被害対策の情報共有
- ・「志太榛原地域鳥獣被害対策連絡会」への参加

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内の土地を熟知している牧之原市猟友会との連携を密にし、広域的かつ迅速な捕獲ができる体制を整える。  
狩猟免許試験等の広報・情報提供により、狩猟免許取得を促進し、捕獲の担い手の確保を図る。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29～31年度	イノシシ	・イノシシ捕獲に対する報奨金交付による狩猟者への支援 ・農業者への狩猟免許取得の必要性の啓発

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績（平成26年度42頭、平成27年度114頭、平成28年度は179頭、平成29年度は201頭）及び被害の増加傾向に基づき、捕獲計画数を平成29年度200頭、平成30年度300頭、平成31年度400頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	200	300	400

捕獲等の取組内容
被害防止目的の捕獲により、銃器、わなで捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	イノシシについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ有害捕獲許可権限が委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	被害の大きい農地に対しハイナン農協単独による電気柵購入の助成 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模侵入防止柵設置の検討 設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理	被害の大きい農地に対しハイナン農協単独による電気柵等購入の助成 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模侵入防止柵設置の検討 設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理	被害の大きい農地に対しハイナン農協又は市による電気柵等購入の助成 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模侵入防止柵設置の検討 設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理

(2) その他被害防止に関する取組

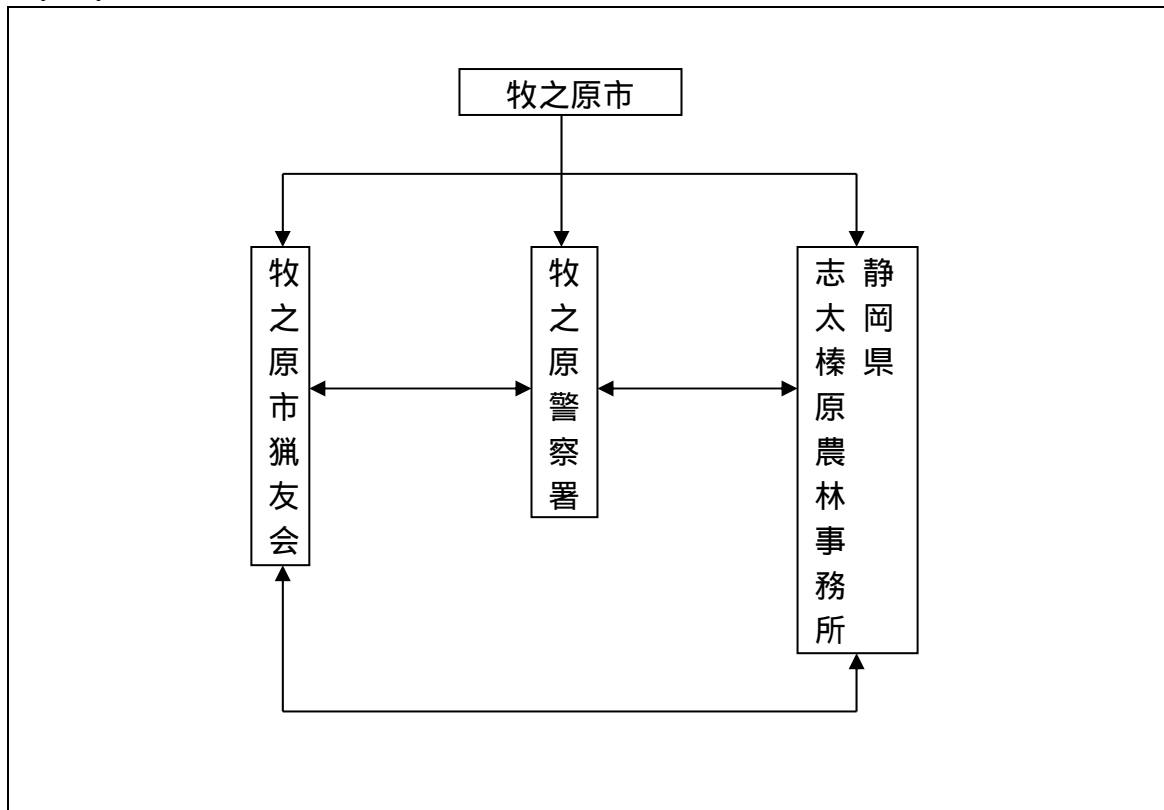
年度	対象鳥獣	取組内容
平成29 ~31年度	イノシシ	耕作放棄地の解消、放任果樹の除去指導

5 .対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

( 1 ) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
牧之原市	状況確認、各関係機関との調整
静岡県	状況確認
牧之原警察署	状況確認、パトロール
牧之原市猟友会	捕獲、パトロール

( 2 ) 緊急時の連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牧之原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
牧之原市農林水産課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整
牧之原市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供
ハイナン農業協同組合	対象地域の巡回、有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣被害対策の助言
牧之原市猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止目的の捕獲の実施
静岡県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
自治会の代表	有害鳥獣関連情報の提供

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	有害鳥獣関連の情報提供や被害防止技術の情報提供並びに助言、指導を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>野生鳥獣による農林水産業等の被害防止施策を実践するため、平成31年4月1日から牧之原市鳥獣被害対策実施隊を設置する。</p> <p>実施隊は、鳥獣被害防止施策に関する勉強会の開催や、地域住民による防護柵の設置及び管理に関する助言指導、農林水産業等の被害状況を把握するためのパトロール等を主な活動とする。</p>
--

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>「志太榛原地域鳥獣対策連絡会」に参加し、近隣市町との連携を強化する。</p>
---

#### 7．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシは、食肉として猟友会会員が自家消費するか、埋却処分する。

#### 8．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲頭数は増加傾向であるが、食肉として安定的に供給できるほど多くなく、その中で利活用できる個体も限られているため、現時点では食肉施設の設置の予定はない。そのため、食肉利用については、猟友会会員等が自家消費する。

#### 9．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

他地域の鳥獣被害防止の取組においては、猟銃の誤射やわなにかかったイノシシによる噛みつき、追払い用の花火の暴発、不適切な電気柵の設置による感電事故等、様々な危害が発生している。

これらを防止するため、静岡県志太榛原農林事務所や牧之原警察署等と連携し、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起等を行う。